

教職員働き方改革アクションプラン（令和8年2月改訂）

【Q & A】

I 総論

Q 1 「教職員働き方改革アクションプラン（以下、アクションプラン。）」とは。

A 教職員が業務に従事する時間が長時間となり、「学びの変革」と「学校の在り方の変革」を両輪で進める必要があることから、県内の公立学校の教職員の働き改革に取り組むため、連携団体の協力のもと、それまでの取組内容等を抜本的な見直しを図り、令和6年2月、県教育委員会において策定したものです。

追加Q 1 アクションプランの目的は。

A 教職員の働き方改革の推進により、教職員が本来行うべき業務に集中することができるよう「学校の在り方の変革」を行い、教職員が主体的に研さんを重ね、やりがいと達成感を持って働くことができる持続可能な教育環境を構築するとともに、児童生徒の健やかな成長と自己実現を図ることです。

追加Q 2 アクションプランの目標は。

A 目標は4つあります。
1つ目は、仕事と私生活を両立できていると感じる教職員の割合80%以上を目指すこと。
2つ目は、授業の準備や自己研さんのための時間を確保できていると感じる教職員の割合80%以上を目指すこと。
3つ目は、全教職員の時間外勤務時間を、月45時間以内かつ年360時間以内にすること。
4つ目は、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加があった場合でも、時間外勤務時間が月80時間を超える教職員をゼロにすることです。

追加Q 3 目標の達成状況は。

A 令和7年9月に公表した勤務実態調査結果からはいずれも未達成の状況です。

しかし、アクションプランに基づく各学校等による取組の成果により、時間外勤務時間が月80時間・月45時間を超える教職員の割合はいずれも減少するなど、目標の実現に向け、着実に近づいています。

Q 2 なぜ改訂したのか。

A アクションプランは、その実効性を高めるため、県教育委員会で独自実施している勤務実態調査結果等をふまえ、取組内容等を毎年見直しています。

今回は、令和7年2月に続いて2回目の改訂となります。

追加Q1 今回の改訂のポイントは。

今回の改訂の大きなポイントは、令和7年6月の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、給特法。）等の一部改正」を踏まえ、給特法第8条に基づく、県教育委員会の「業務量管理・健康確保措置実施計画（以下、実施計画。）」として位置づけたことです。

その他のポイントとしては3つあります。

1つ目は、県教育委員会の実施計画とは別に、各市町村教育委員会においても実施計画の策定が義務付けられましたが、現行のアクションプランが各市町村教育委員会連絡協議会等の連携団体とともに取組を進めてきた経緯を踏まえ、県教育委員会の実施計画とするアクションプランにおいて、市町村立学校の取組を一律削除することはせず、主要な取組については、県及び各市町村教育委員会の「共通取組テーマ」として整理したことです。

2つ目は、給特法等の一部改正を踏まえて改正された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（以下、指針。）」を踏まえ、現行のアクションプランの取組内容を改めて整理したことです。特に、「学校と教師の業務の3分類（以下、3分類。）」については、該当する取組に3分類の①～⑱の番号を記載しました。

3つ目は、本県の勤務実態調査結果などから、主な課題として、引き続き、取り組みを継続・強化する必要がある「持続可能な部活動運営」、「地域・保護者への理解の醸成」及び「教頭の業務負担軽減」の取組項目について、「重点」として位置づけたことです。

追加Q2 給特法等の一部改正とは。

A 教員に優れた人材を確保する必要性があることを踏まえ、教職調整額の段階的引き上げ等、給与面の処遇改善など、一括して措置が講じられたものです。

アクションプランに係る法改正のポイントとしては、学校における働き方改革の更なる加速化のため、サービス監督権を有する各教育委員会に実施計画の策定・公表と実施状況の公表等が義務づけられたことです。

加えて、各市町村教育委員会においても実施計画の策定等が義務付けられたことに伴い、県教育委員会には市町村教育委員会の実施計画の策定等についての指導助言が新たに努力義務とされました。

給与面の処遇改善は令和8年1月1日に施行されていますが、実施計画関係の施行日は令和8年4月1日です。

追加Q3 「3分類」とは。

A 「学校以外が担うべき業務」、「教師以外が積極的に参画すべき業務」及び「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」のことです。

改正された指針の「第3節 サービス監督教育委員会が講ずべき業務量管理・健康確保措置」において、教師が教師でなければできない業務に専念できるようにするため、「学校又は教師の業務の3分類」を踏まえ、学校又は教育職員が担っている業務の分担の見直しや適正化を図ること。」とされています。※（参考）参照

(参考)

学校と教師の業務の3分類

▶ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、**服務監督教育委員会**は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「**業務量管理・健康確保措置実施計画**」に反映。

▶ 学校は、**学校運営協議会**等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、**地域・学校ごとの議論**を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械整備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を促進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

まず取り組むこと・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

追加Q4 実施計画には「3分類」の19項目全てについて取組が記載されているのか。

A 全ては記載されていません。

改正指針においても、実施計画に定める業務量管理・健康確保措置の具体的な内容及び実施方法については、指針の内容に即して地域の実情に応じて決めるものであり、指針に定める措置の全てについて実施計画に反映させることは要しないとされています。

追加Q5 県教育委員会の実施計画として位置づけたアクションプラン改訂において、「3分類」の中で特に重視した項目は。

A 「学校以外が担うべき業務」にある「学校に対する保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応」です。

アクションプランの改訂では、「5共通取組テーマ（1）チーム学校の構築 ウ学校に対する保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応【3分類⑤関係】」として、「保護者や地域からの学校への要望等対応ハンドブック」の改訂を行うとともに、今年度から導入しているスクールロイヤーの活用も含めて、各学校が対応に苦慮する状況になった場合は、県教育委員会の関係課等が支援するとともに、必要に応じて、当該保護者等への対応を直接行うことを明記しました。

Q3 各市町村教育委員会も実施計画を策定したのか。

A 今年度内の策定に向け、各市町村教育委員会において、準備を進めているところです。

なお、令和8年4月1日が実施計画関係の施行日であることから、県教育委員会では、今年度内の実施計画策定のため、今般、実施計画として改訂した県教育委員会のアクションプランの事前に情報提供するなど、5.9市町村の教育委員会との連携を図っています。

追加Q1 県教育委員会の実施計画は県立学校のみが対象となったのか。

A 市町村立学校も対象となる共通取組が多く含まれています。

改訂前のアクションプランが、市町村教育委員会連絡協議会、都市教育長協議会、町村教育長協議会等の連携団体とともに、市町村立学校も対象として取組を進めてきたこれまでの経緯を重視しました。

また、給特法の改正において、市町村教育委員会の実施計画の策定等に対する指導助言が、新たに県教育委員会の努力義務とされたことも踏まえて整理しました。

Ⅱ 各取組

Q4 スクール・サポート・スタッフの活用とは。

A スクール・サポート・スタッフにつきましては、県内全ての公立学校への配置を継続できていることから、今後は、校種ごとの実情も踏まえながら、好事例の共有など、効果的な活用を図ってまいります。

追加Q1 会計補助とは。

A 各種会計を担当する教員の負担軽減のため、出納簿の整理等の補助的な業務を想定しています。

なお、出納簿の整理や管理職による定期的な点検等、公金処理マニュアル等に基づき適切に実施することが必要となります。

Q5 「保護者や地域からの学校への要望等対応ハンドブック」の改訂はいつ行われるのか。

A 令和8年度のできるだけ早い時期に各学校に通知できるよう準備を進めています。

なお、現行の「保護者や地域からの学校への要望等対応ハンドブック」については、福島県教育委員会ホームページの義務教育課のページに掲載されています。

追加Q1 過剰な苦情や不当な要求とはどのようなものを指すのか。

A 「保護者や地域からの学校への要望等対応ハンドブック」の改訂に併せて整理する予定です。

追加Q2 スクールロイヤーの活用状況は。

A 令和7年度の制度開始以降、約10ヶ月で40件ほどの相談に対応しています。

学校の管理職等も判断に窮する様々な課題について、スクールロイヤーから判例等を踏まえた法的助言を受けたことにより、相談後の対応を適切かつ円滑に進めることができたと報告を受けています。

Q 6 「各学校の教育課程の見直し」の現状は。

A 県立高校においては、見直しも含めて7割を超える学校が週あたり30単位時間を標準として教育課程を編成しています。見直しにより、令和8年度の1・2年生については、週あたり35単位時間の学校はなくなっています。

県立特別支援学校においては、国家資格取得が関係する一部の課程をのぞき、週あたり30単位時間を標準とする教育課程を編成しています。

市町村立学校においては、標準時数を大幅に上回った学校の割合は、小学校ではほぼゼロ、中学校では1桁台となっています。

Q 7 次世代の校務支援システムの導入はいつ行われるのか。

A 県立学校については、令和9年度からの導入に向けて検討を進めています。市町村立学校については、令和9年度以降、各市町村の実情に応じて導入時期等を検討します。

追加Q 1 次世代の校務支援システムによってどのような負担軽減につながるのか。

A 保護者がオンラインで行う連絡や手続き等の自動集約化や、回覧文書等のデジタル化によるペーパーレスの推進など、教職員の負担軽減につながる機能が充実する予定です。また、県、市町村に共通のシステムが導入されることにより、小中高と引き継がれる教育情報のデジタル化や、教職員が異なる学校種や市町村に異動しても同一のシステムを使えることによる負担軽減が期待されます。

Q 8 平日の学校解錠・施錠時刻を設定することで、教員の時間外勤務の増加を助長させることになるのではないか。

A 設定にあたっては、解錠時刻から施錠時刻までの時間のうち、正規の勤務時間を除いた時間については、教職員が業務に従事すべき時間、また管理職が教職員に従事させることができる時間として設定されるものではないことを教職員に理解と周知を図ることが重要です。

追加Q 1 児童生徒及び保護者の理解を得るためには。

A 児童生徒及び保護者に対しては、学校解錠・施錠時刻の設定時刻を周知にあたっては、年度始めに文書を配布するなどして、丁寧に説明し、理解と協力を求めながら進めることが重要です。

Q 9 「重点」として位置づけた「持続可能な部活動運営」の改訂内容のポイントは。

A 「ア 休養日や練習時間の適切な管理」の「③ 大会等への参加の見直し」において、スポーツ課等の知事部局の関係課や各競技団体との協議・要請を踏まえた各競技団体、中体連や高体連における検討の結果、複数の大会の統合や規模縮小など、大会の見直しや見直しの検討が進んでいることについて記載しました。

また、大会等への参加の精選や教員間で引率業務等を分担する際の判断の目安として、新たに「資料Ⅰ」を掲載しました。休養日の取得や練習時間の上限に関する決まりを遵守した場合であっても、大会への参加や他校との練習試合によって、部活動指導に係る業務だけで、時間外勤務時間が月45時間を超える可能性があることをイメージしてもらいやすくしました。

(参考) 【資料Ⅰ】

「時間外勤務時間を考慮した大会への参加の見直し」

※平日の部活動の時間外勤務時間を1時間、平日1日と日曜日を休養日とした場合(中学校)

<p>例1 「土曜日に、1日(8時間)の大会に<u>毎週参加</u>すると。 【1か月あたりの時間外勤務時間】 (平日 4時間 + 土曜日 8時間) × 4週 → 48時間 ※部活動指導だけで</p>
<p>例2 「土曜日に、1日(8時間)の大会に<u>隔週で参加</u>し、その他の週は通常練習(3時間)」を行うと。 【1か月あたりの時間外勤務時間】 (平日 4時間 + 土曜日 8時間) × 2週 + (平日 4時間 + 土曜日 3時間) × 2週 → 38時間 ※部活動指導だけで</p>

※平日の部活動の時間外勤務時間を1時間、平日1日と隔週の日曜日を休養日とした場合(高校)

<p>例3 「土曜日に、1日(8時間)の大会に<u>毎週参加</u>し、日曜日に隔週で通常練習(3時間)」を行うと。 【1か月あたりの時間外勤務時間】 (平日 4時間 + 土曜日 8時間) × 4週 + (日曜日 3時間 × 2週) → 54時間 ※部活動指導だけで</p>
--

◇顧問…学校の活動方針に基づき、年間計画・月計画を作成し、部活動従事時間をマネジメントする。
◇管理職…活動計画(年間・月)の提出を受け、顧問の服務管理を適切に行う。

追加Q 1 具体的な大会の見直し等の状況は。

A 複数の競技団体において、大会の廃止あるいは統合、地区と県の一本化などについて、検討を進めていただいています。

中体連については、令和10年度から県大会を開催する競技が縮小される予定となっています。

高体連についても、地区予選を含め、県総合スポーツ大会との抱き合わせや平日開催などが進んでいます。

追加Q 2 土日の合宿や練習試合の時間・場所・内容等の精査とはどのように行うのか。

A 給特法においては、平日・休日とも、いわゆる超勤4項目とされる実習や修学旅行などの学校行事、職員会議、そして非常災害などに必要な業務以外、超過勤務を命じないこととなっています。

土日の大会のうち条件を満たす場合は週休日の振替の対象となりますが、通常の週休日の部活動指導については教員特殊業務手当が支給されています。週休日には勤務が割り振られていないこと、また、週休日の練習試合等の場合の教員特殊業務手当は3時間程度とされていることを踏まえて、期間・場所・内容等について精査した上で、承認してください。

追加Q 3 土日の部活動の練習試合や土日の大会は、週休日の振替の対象ではないのか。

A 週休日に開催される大会のうち条件を満たして週休日の振替の対象となる場合を除いて、対象とはなりません。

追加Q4 中学校における休日の部活動の地域展開の動きは。

A 令和7年12月に文部科学省より出された部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインにおいて、令和8年度から10年度までは改革実行期間前期、11年度から13年度までは改革実行期間後期とされたことから、実施主体である市町村を中心に取り組むこととなりますが、県教育委員会としても取組を支援してまいります。

Q10 「重点」として位置づけた「地域・保護者への理解の醸成」の改訂内容のポイントは

A 教職員の働き方改革は、学校教育全体の改善につなげること等を丁寧^にに発信する必要があることから、PTA総会や学校評議員会及び学校運営協議会等の機会での説明の際に、掲載した「資料Ⅱ」を活用してもらうことについて、改めて周知することとしました。

また、学校行事の見直し等、課題への改善策を検討する際には、アクションプラン（市町村立学校については各市町村教育員会の実施計画）に適合するものとなるように進めることについても記載しました。

（参考）【資料Ⅱ】

保護者及び地域のみなさまへ

教職員の働き方改革にご理解とご協力を！

～みんなで変わろう！変えよう！子どもたちの未来のために～

保護者及び地域のみなさまへのお願い

- 夜間や休日、学校閉庁日の電話対応にご協力を！
夜間や休日、学校閉庁日には電話が繋がりません。その際は、翌日以降の勤務時間にご連絡をお願いします。
- 登校時間の見直しにご協力を！
児童生徒の安全確保のため、教職員が出勤していない早い時間帯の登校はお控えください。
- 学校・地域行事等の見直しにご協力を！
これまで続けてきた恒例の行事であっても、大胆に見直すことがあります。
- 時間外の緊急対応等にご理解・ご協力を！
勤務時間以外の児童生徒の事件・事故等の緊急時は、警察・救急・消防等の関係機関までご連絡ください。
- 部活動指導へのご理解を！
県教委が定めたガイドラインに基づき、休養日の設定、活動時間に上限を設けるなどしています。

背景

福島県教育委員会では、個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学びへと変革していく「学びの変革」を進めています。その実現のためには、授業の準備や自己研さんに時間を割くことができない状況に陥っている「学校の在り方」も変革する必要があります。教職員が長時間の勤務によって、負担感や疲労感を抱えたまま授業等しなくてはならない状況は、教育の質を低下させ子どもたちに悪影響を及ぼします。子どもたちと教職員の Well-being（一人一人の多様な幸せおよび社会全体の幸せ）の実現のために保護者・地域のみなさまにおかれましても、ご理解とご協力ををお願いします。

Q11 「教頭の業務負担軽減」の改訂内容のポイントは。

A 「5（1）ウ 学校に対する保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応」、「5（5）イ 平日の学校解錠・施錠時刻の適切な設定と遵守」及び「5（4）エ 調査・報告、会議・研修等のオンライン化等による効率化」など、教頭の長時間勤務の要因にもなっていると考えられる業務の見直しに係る取組を着実に実施することにより、教頭の負担軽減を推進することとしました。

また、本プランの取組の平日の学校解錠・施錠などの業務以外でも、学校現場の要として幅広い業務に従事している教頭が「“当たり前”に行っている業務」についても積極的な見直しを図ります。

追加Q1 教頭が「“当たり前”に行っている業務」の見直しはどのように行うのか。

A 県立学校教頭会議に併せて、教頭向けの業務改善に係る研修会の実施をし、教頭の業務改善に向けて実態を把握するとともに、実態を踏まえた対策を検討していく予定です。

追加Q2 市町村立学校に配置されている教頭マネジメント支援教員は拡大されるのか。

A 次年度の配置拡大の動きはありません。

今年度と同様、学級数等を踏まえ、おもに中学校に対して、5名程度の配置を予定しています。支援教員1名につき2校、計10校への配置を見込んでいます。

Q12 他にどのような改訂があるのか。

A 「健康及び福祉の確保に向けた取組」、「特別な支援を必要とする児童生徒等の対応への支援」、「フォローアップ」などがあります。

追加Q1 健康及び福祉の確保に向けた取組とは。

A 教職員がやりがいと達成感を持つだけでなく、健康に働くことができる環境の実現が重要であることから、「長時間勤務時の医師による面接指導」、「ストレスチェックの実施」及び「心身の健康相談窓口の設置」など既存の取組を改めて記載しました。

追加Q2 特別な支援を必要とする児童生徒等の対応への支援とは。

A 県立学校向けの取組として、特別支援教育アドバイザーを配置して学校や担当する教員への相談や研修の支援をしていることや、県立高等学校の推進校に外部人材を配置し、個別支援教育の充実のため、放課後等に生徒が安心して過ごせる空間づくりを支援していることなどを記載しました。

追加Q3 フォローアップとは。

A 「自助（個人裁量）・共助（学校裁量）・公助（国・教育委員会裁量）」の視点から、「共助」に当たる学校裁量による業務改善を推進するため、学校における業務改善の外部の専門家が県立学校でワークショップを開催して個別に指導・助言する機会を設けるとともに、「働き方改革通信」等、引き続き、好事例の情報共有に努めています。